

人事労務ニュース

平成21年3月号

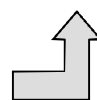
年次有給休暇について

年次有給休暇付与の対象となる労働者

年次有給休暇付与の直前1年間（最初の付与は直前6ヶ月間）の出勤率が8割以上の労働者



出勤率の計算
$$\text{出勤率} = \frac{\text{出勤日}}{\text{全労働日 (= 365日 - 会社所定休日数)}}$$



- （実際に出勤していなくても出勤日に含むもの）
- ・業務上の負傷疾病による療養のため休業した期間
 - ・育児・介護休業法にいう育児・介護休業をした期間
 - ・産前産後休業期間
 - ・年次有給休暇取得日

- （所定休日以外で全労働日に含まないもの）
- ・使用者の責に帰すべき事由による休業期間
 - ・ストライキ期間

年次有給休暇の付与日数

基本的な付与日数（週所定労働時間が30時間以上）



勤務年数	6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

短時間労働者の付与日数（週所定労働時間が30時間未満）

週以外の期間によって労働日数が定められている場合

週 所定労働 日数	1年間の 所定労働日数	勤務年数							
		6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月以上	
4日	169日から216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日	
3日	121日から168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日	
2日	73日から120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日	
1日	48日から72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日	

年次有給休暇取得日に支払う賃金

平均賃金（算定すべき事由の発生した日以前3ヶ月間に支払われた賃金の総額
 \div 算定すべき事由の発生した日以前3ヶ月間の総日数）
 所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金
 健康保険法に定める標準報酬日額（労使協定によりその旨を定めた場合に限る）

労使協定により標準報酬日額を支払うと定めた場合は、それ以外の金額で支払うことができません。

のいずれか

